

議案第 18 号

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、市が管理する道路において発生した事故に係る損害賠償の額を決定し、和解する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 26 日提出

向日市長 久 嶋 務

1 和解の相手方

京都地方裁判所平成24年（ワ）第2259号国家賠償請求

事件原告 向日市民1名

2 和解の要旨

- (1) 市は相手方に対し、本件事故に関する損害賠償債務として、
3,700,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 市は相手方に対し、前号の金員を平成25年4月26日限り、
相手方指定の銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、
振込手数料は市の負担とする。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (4) 相手方と市は、本件事故に関し、本和解条項に定めるほか、
何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

〈参 考〉

事 故 の 概 要

- (1) 事故発生日時 平成 2 2 年 1 2 月 2 6 日 午前 1 1 時頃
- (2) 事故発生場所 向日市寺戸町向畑 5 3 番地 3 3 先
市道第 2 0 8 7 号線
- (3) 事故の概要 市道第 2 0 8 7 号線北側歩道を歩行中、転
倒し、右上腕骨大結節を骨折したもの